府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項（同条第五項又は犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第六条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第五条、第七条第一項、第十三条第二項及び第十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第五十六号）第六条第二項、第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「規則」を「命令」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第一号中「第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十九条第一項中「第十七条第五項」を「第十八条第五項」に、「第十七条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同条第三項中「次に」を「次の各号に」に改め、同条を第二十七条とする。

第十八条第一項中「第十四条第一項又は第十七条第三項」を「第十五条第一項又は第十八条第三項」に、「以下」を「次項において」に改め、同項ただし書中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第二号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十七条第一項中「法第十条第一項」を「法第九条第一項」に、「応じて」を「応じ」に改め、同項第一号ロ中「第十条第一項第九号」を「第十七条第一項第十一号」に改め、同条第二項中「第十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定金融機関の体制の整備）

第二十五条　特定金融機関は、外国所在為替取引業者との間で委託契約又は受託契約を締結して為替取引を行う場合には、当該外国所在為替取引業者が行う犯罪による収益の移転を防止するための体制の整備の状況並びに当該外国所在為替取引業者の営業の実態及び法に相当する外国の法令を執行する外国の当局が当該外国所在為替取引業者に対して行う監督の実態について情報を収集し、かつ、これらの評価を行う体制の整備、当該契約の締結に係る審査の手順を定めた社内規則の整備その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

第十六条中「第十五条」を「第十七条」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条第一項中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「フレキシブルディスク及び」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び」に、「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条第一号中「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同条第五号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項第一号」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「行うのが」を「行う取引又は特定受任行為の代理等が」に、「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第六号中「特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者に限る。以下この号及び次号において同じ。）」を「特定金融機関」に、「係る特定事業者」を「係る特定金融機関」に、「他の特定事業者」を「他の特定金融機関」に、「応じて」を「応じ」に改め、同号イ中「本人確認記録」を「確認記録」に、「を特定して氏名」を「及び氏名」に、「を特定すること」を「に関する事項を特定すること。）」に改め、同条第七号イ中「特定事業者」を「特定金融機関」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号ロ中「特定事業者」を「特定金融機関」に、「第十条」を「第九条」に改め、同号ハ中「特定事業者」を「特定金融機関」に、「第十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条を第二十一条とし、第十三条を第二十条とする。

第十二条第一項中「第十三条第一項第四号」を「第十五条第一項第四号」に、「ものは」を「取引は」に改め、同項第四号中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同項第五号中「第二条第二項第三十八号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同条第二項中「第十三条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に、「もの」を「特定受任行為の代理等」に改め、「（法第四条第一項の表に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第十九条とする。

第十一条の見出しを「（確認記録の保存期間の起算日）」に改め、同条第一項中「本人確認済み取引」を「取引時確認済みの取引」に改め、同条第二項中「次に掲げる本人確認記録」を「次の各号に掲げる確認記録」に、「取引の区分に応じて」を「特定取引等の区分に応じ」に改め、同項第一号中「第八条第一項第一号イ」を「第七条第一項第一号イ」に、「媒介又は代理を除く」を「代理又は媒介を除く」に、「同項第二号イ、第三号イ、第五号イ若しくは第六号イに掲げる取引又は令第十条第一号に掲げる取引」を「同項第二号、第三号、第五号若しくは第六号に定める取引又は令第九条に規定する取引」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる取引以外の取引　当該取引が行われた日

第十一条第三項中「本人確認済み取引」を「取引時確認済みの取引」に、「令第八条第一項各号に定める取引又は令第十条第一号に掲げる取引であって本人確認済みの顧客等との取引に該当する」を「法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされる」に、「本人確認記録を作成した取引」を「確認記録を作成した特定取引等」に、「本人確認済みの顧客等との取引」を「取引時確認済みの顧客等との特定取引等」に改め、同条を第十八条とする。

第十条の見出し中「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同条第一項第一号中「本人確認」を「取引時確認」に改め、同項第二号中「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同項第三号中「本人確認の」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の」に改め、「とき」の下に「（第十三条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類の提示を受けたときを除く。）」を加え、「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同項第四号中「本人確認の」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の」に改め、「とき」の下に「（第十三条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）」を加え、同項第五号中「第二条第一項第一号ロからニまで」を「第五条第一項第一号ロからニまで（これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「本人確認記録」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認記録」に改め、同項第六号中「第三条第五項」を「第五条第四項又は第十一条第三項」に、「本人確認記録」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認記録」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項第十七号中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同項第十六号中「（法第七条第三項に規定する取引記録等をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項第十五号中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。